

令和 7 年 8 月 5 日（火）関市農業委員会総会

場所：関市役所 6－6、6－7 会議室

令和 7 年 8 月 5 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開会

農業委員会総会

- （１）議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- （２）議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （３）議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
- （４）議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見について
- （５）議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見について

○出席委員（16 名）

1 番 安田 美雄 君	2 番 河村 清孝 君	3 番 丹羽 英治 君
5 番 和田 ひとみ 君	6 番 鵜飼 秀樹 君	8 番 後藤 信一 君
9 番 尾口 文良 君	10 番 松永 佳己 君	11 番 足立 宜穂 君
12 番 後藤 一夫 君	13 番 亀山 良平 君	14 番 森 種生 君
15 番 池田 政吉 君	16 番 長尾 始 君	17 番 山田 達史 君
18 番 日置 香 君		

○欠席委員（3 名）

4 番 吉田 忠男 君	7 番 林 百恵 君	19 番 田下 喜代 君
-------------	------------	--------------

○委員以外の出席者（3 名）

農業委員会事務局長 山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐 河村 一成 君
農業委員会事務局主事 波多野 恵 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

（あいさつ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

4 番 吉田委員、7 番 林委員、19 番 田下委員の3名ですのでご報告をさせていただきます。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

2 番 河村委員、5 番 和田委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第3条の規定により、申請がありましたので審議を求めると言うものです。

1 番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は市立田原保育園から北に400mに位置する、
農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1, 863㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというものです。

譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。

7月22日に現地確認をしたところ、農業施設が建設されていて、畑として利用されているため、経緯書等が添付されています。

2 番の案件

位置図は２ページになります。

申請地は、関市武儀事務所から北２５０ｍ、北東８００ｍに位置する、
農振農用地区域内の登記地目 田、現況地目 田・畑 ４筆 ２，０９４㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲受人は、居住予定地近隣の相続放棄された農地を取得し、営農を開始するというものでございます。

営農計画書が提出されており、水稻及び野菜の栽培をするという内容になっています。

以上、２件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

１番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○２番（河村 清孝 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

２番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○１５番（池田 政吉 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第１号について、番号ごとに採決いたします。

１番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第１号１番は、許可することに決しました。

２番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第１号２番は、許可することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第 4 条の規定により、申請がありましたので意見を求めると言うものです。

1 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 3 ページになります。

申請地は関警察署から西に 1 0 0 m に位置する、

登記地目 田・雑種地、現況地目 田 5 筆 5 3 3 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

申請人は、自己用住宅として利用するというものでございます。

7 月 1 3 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

2 番の案件

位置図は 4 ページになります。

申請地は、関市農村婦人の家から東に 5 0 0 m に位置する、

登記・現況地目 田 3 1 6 m²。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、駐車場でございます。

申請人は、周辺圃場を管理するための駐車場として利用するというものでございます。

7 月 1 3 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

3 番の案件

位置図は 5 ページになります。

申請地は、関市役所西部支所から南に 2 0 0 m に位置する、

登記地目 田、現況地目 雑種地 1 4 2 m²。

農地の区分は、関市役所西部支所から 3 0 0 m 以内にある農地であるため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、貸駐車場でございます。

申請人は、貸駐車場として利用するというものでございます。

7 月 1 3 日に現地を確認したところ、雑種地として利用されており、経緯書等が添付されて

います。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4 番の案件

議案は3ページ、位置図は6ページになります。

申請地は、市立武儀生涯学習センターから南に400mに位置する、
登記地目 田、現況地目 宅地 53㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、家電部品製造工場でございます。

申請人は、家電部品製造工場として利用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

5条19番と関連案件になります。

5 番の案件

位置図は7ページになります。

申請地は、市立むげがわ保育園から東に400mに位置する、
登記地目 田、現況地目 山林 3筆 2, 797㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、植林でございます。

申請人は、植林として管理するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、植林として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

5条22番と関連案件になります。

以上、5件についてご審議お願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1 番の案件につきまして、松永委員、ございますか。

○ 1 0 番（松永 佳己 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

2 番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○ 1 2 番（後藤 一夫 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

3 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○ 1 3 番（亀山 良平 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

4 番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○ 1 5 番（池田 政吉 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

5 番の案件につきまして、本日欠席されました、田下委員から、意見は無い旨を伺っております。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第 2 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 2 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 2 号 3 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 2 号 4 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 2 号 5 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
を議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地法第 5 条の規定により、申請がありましたので、意見を求めると言うものです。

1 番の案件

議案は 4 ページ、位置図は 8 ページになります。

申請地は、富津橋から北に 4 0 0 m に位置する、

登記地目 田、現況地目 畑 7 8 6 m²。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光発電設備の施工業等を営んでおり、太陽光発電施設として利用するという
ものでございます。

7 月 1 3 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 2 種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えま
す。

2 番の案件

位置図は 9 ページになります。

申請地は、田富橋から東に 5 0 0 m に位置する、

登記地目 田、現況地目 畑 2, 2 0 0 m²。

農地の区分は、概ね 1 0 h a 以上の一団の農地の区域内であるため、第 1 種農地と考えます。

転用の目的は、鍍金請負業駐車場及びトラック回転場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、各種鍍金請負業を営んでおり、駐車場及びトラック回転場として利用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、既存施設の1／2以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

3番の案件

位置図は10ページになります。

申請地は、平賀公民センターから北東に200mに位置する、

登記地目 畑、現況地目 宅地 2筆 9.35㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の庭として利用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は、市立桜ヶ丘中学校から西に400mに位置する、

登記・現況地目 畑 275㎡。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの教育施設があるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として利用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

5番の案件

議案は5ページ、位置図は12ページになります。

申請地は、関市田原リフレッシュ農園から北に300mに位置する、

登記・現況地目 畑 681㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、板金業工場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、板金業等を営んでおり、事業拡大のために板金工場として使用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、既存施設の1／2以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

6 番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は、坊地農業構造改造センターから北に50mに位置する、

登記地目 畑、現況地目 宅地・山林 3筆 590㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅及び庭として利用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、宅地・山林として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

7 番の案件

位置図は14ページになります。

申請地は、県立関高等学校から東に400mに位置する、

登記・現況地目 畑 2筆 236㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として利用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

8 番の案件

議案は6ページ、位置図は15ページになります。

申請地は、県立関高等学校から北に200mに位置する、

登記・現況地目 田 2筆 502㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（2区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地建物取引業等を営んでおり、宅地分譲（2区画）として利用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

9 番の案件

位置図は16ページになります。

申請地は、県立関高等学校から西に600mに位置する、

登記地目 畑、現況地目 宅地 2筆 254㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として利用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

10 番の案件

位置図は17ページになります。

申請地は、稲口公民センターから東に200mに位置する、

登記・現況地目 田 457㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、建築工事業資材置場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、建築工事の施工業等を営んでおり、建築工事業資材置場として利用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

事業計画変更1番と同時許可案件になります。

1 1 番の案件

議案は 7 ページ、位置図は 1 8 ページになります。

申請地は、関市中公民センターから南に 2 0 0 m に位置する、

登記・現況地目 畑 9 6 6 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（4 区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産の分譲に関する事業等を営んでおり、宅地分譲（4 区画）として利用するというものでございます。

7 月 1 3 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

1 2 番の案件

位置図は 1 9 ページになります。

申請地は、関市農村婦人の家から北に 2 0 0 m に位置する、

登記・現況地目 田 4 筆 2, 2 8 1 m²。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、農地の嵩上げ（一時転用）でございます。

使用貸人は、一時転用後、畑として利用するというもの。

使用借人は、土壌改良を実施するというものでございます。

7 月 1 3 日に現地を確認したところ、雑種地として利用されておりますが、別事業者の一時転用中であります。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

事業計画変更 2 番と同時許可案件になります。

1 3 番の案件

位置図は 2 0 ページになります。

申請地は、市立西部保育園から東に 1 0 0 m に位置する、

登記・現況地目 畑 3 0 0. 0 3 m²。

農地の区分は、1 0 h a 未満の農地の区域内である為、第 2 種農地と考えます。

転用の目的は、建築条件付売買予定地（1 区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、宅地分譲に関する事業等を営んでおり、建築条件付売買予定地（1 区画）として利用するというものでございます。

7 月 1 3 日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

１４番の案件

議案は８ページ、位置図は２１ページになります。

申請地は、千足ふれあいセンターから西に３００ｍに位置する、
登記・現況地目 田 ４筆 ８，２２５㎡。

農地の区分は、概ね１０ｈａ以上の一団の農地の区域内であるため、第１種農地と考えます。

転用の目的は、金属加工業工場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、軽合金の鋳造及び加工業を営んでおり、金属加工業工場として利用するというものでございます。

７月１３日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第１種農地であるため、原則として許可はできませんが、雇用に関する協定を関市と締結しており、農地法施行規則第３３条第２号、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設に該当し、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

本案件は、３，０００㎡を超えているため、都市計画法２９条１項の開発許可が必要であります。

１５番の案件

位置図は２２ページになります。

申請地は、関市役所西部支所から西に６００ｍに位置する、
登記地目 田、現況地目 畑一部雑種地 ４２２㎡。

農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅として利用するというものでございます。

７月１３日に現地を確認したところ、一部雑種地として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

１６番の案件

議案は９ページ、位置図は２３ページになります。

申請地は、今川橋から西に４００ｍに位置する、
登記・現況地目 田 ６５６㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。
転用の目的は、自動車修理販売業駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自動車の修理業等を営んでおり、自動車修理販売業駐車場として利用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、既存施設の1/2以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

17番の案件

位置図は24ページになります。

申請地は、今川橋から西に500mに位置する、

登記地目 田、現況地目 畑 437㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、アパレル製造販売業駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、アパレル製品の製造業等を営んでおり、アパレル製造販売業駐車場として利用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、既存施設の1/2以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

18番の案件

位置図は25ページになります。

申請地は、関市武儀事務所から北東に1,000mに位置する、

登記地目 畑、現況地目 宅地 2筆 227㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（車庫）及び鶏舎・薪小屋でございます。

譲渡人は、相続放棄された、相続財産の清算をしたいというもの。

譲受人は、転居予定であり、隣接の清算財産を取得し、自己用住宅の車庫及び鶏舎として利用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

19番の案件

位置図は26ページになります。

申請地は、市立武儀生涯学習センターから南に400mに位置する、

登記地目 田、現況地目 宅地 220㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、家電部品製造工場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、家電部品製造工場として利用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

20番の案件

議案は10ページ、位置図は27ページになります。

申請地は、中濃消防組合洞戸出張所から北に200mに位置する、

登記地目 畑、現況地目 雑種地 2筆 945㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、合成樹脂原料の製造販売業駐車場及び資材置場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、プラスチック原料の製造加工業等を営んでおり、合成樹脂原料の製造販売業駐車場及び資材置場として利用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、雑種地として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

21番の案件

位置図は28ページになります。

申請地は、市立板取中学校から東に300mに位置する、

登記地目 畑、現況地目 宅地 2筆 227㎡。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、建設業資材置場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、建設業等を営んでおり、建設業資材置場として利用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、経緯書等が添付されてい

ます。

申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

２２番の案件

位置図は２９ページになります。

申請地は、市立むげがわ保育園から東に４００ｍに位置する、

登記地目 田・畑、現況地目 山林・原野 ３筆 ４２８㎡。

農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。

転用の目的は、植林でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、植林として利用するというものでございます。

７月１３日に現地を確認したところ、植林・原野として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

２３番の案件

議案は１１ページ、位置図は３０ページになります。

申請地は、関市武芸川事務所から北西に５００ｍに位置する、

登記地目 田・畑、現況地目 雑種地・畑 ３筆 ３５６㎡。

農地の区分は、武芸川事務所から５００ｍ以内にある農地であるため、第２種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅の庭として利用するというものでございます。

７月１３日に現地を確認したところ、雑種地・畑として利用されており、経緯書等が添付されています。

申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

２４番の案件

位置図は３１ページになります。

申請地は、関市武芸川事務所から東に４００ｍに位置する、

登記・現況地目 田 ８５３㎡。

農地の区分は、武芸川事務所から５００ｍ以内にある農地であるため、第２種農地と考えま

す。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、太陽光などの再生エネルギー発生装置を用いた発電業等を営んでおり、太陽光発電施設として利用するというものでございます。

7月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、24件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番、2番、3番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

2番の案件について、これまでの経緯について、教えてください。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

工場排水を浄化する施設を、既設駐車場に建設することから、駐車場が必要となり、令和2年と令和3年に農振除外の申請がありましたが、公共投資から8年未経過のため、除外できないと判断されました。令和4年9月30日から3年間、一時転用の許可で、駐車場として利用していましたが、当該農地以外に代替地が見つからないため、令和6年度に農振除外の申請をし、令和7年7月31日付けで除外しました。

○議長（丹羽 英治 君）

4番、5番の案件につきまして、河村委員、ございますか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

6番の案件につきましては、私の担当地区となります。

事業地に赤道があるようですが、払下げの話は、どうなっていますか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

見込みがあることを確認しています。

○議長（丹羽 英治 君）

私からも、現地確認の際、事業者と会い、地元の人との協議を進めるよう話をしました。

7番、8番、9番、10番の案件につきまして、本日欠席されました、吉田委員から意見は無い旨を伺っております。

11番の案件につきまして、本日欠席されました、林委員から意見は無い旨を伺っております。

12番の案件につきまして、後藤 一夫委員、ございますか。

○12番（後藤 一夫 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

13番、14番、15番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

16番、17番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14番（森 種生 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

18番、19番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

20番、21番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○職務代理（山田 達史 君）

特に意見はありません。

○議長（丹羽 英治 君）

２２番、２３番、２４番の案件につきまして、本日欠席されました、田下委員から、意見は無い旨を伺っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。安田委員、どうぞ。

○１番（安田 美雄 君）

写真を見るとすでに造成されているようですが、どのような状況でしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

当初の事業者の事業完了が困難となったため、新たな事業者が現在の事業を引き継ぎ、完了するものです。議案第４号の事業計画変更に関連する案件になります。

○１２番（後藤 一夫 君）

当初計画していた、広見建設の事業存続が難しくなったので、その事業を知り合いである田下建設に引き継ぎ、完了してもらうということです。

○１番（安田 美雄 君）

分かりました。

○議長（丹羽 英治 君）

他にはよろしいでしょうか。

質疑もないようですので、これより議案第３号について、番号ごとに採決いたします。

１番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第３号１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

２番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第３号２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

３番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。全会一致と認めます。

よって、議案第３号３番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 3 号 4 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 3 号 5 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 3 号 6 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 3 号 7 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 3 号 8 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 3 号 9 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 3 号 10 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 3 号 11 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

12 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第 3 号 12 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

13番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号13番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

14番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
賛成多数と認めます。

よって、議案第3号14番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

15番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号15番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

16番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号16番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

17番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号17番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

18番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号18番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

19番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号19番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

20番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号20番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

21番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第3号21番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

２２番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号２２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

２３番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号２３番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

２４番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。

よって、議案第３号２４番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

議案第４号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

１番の案件

議案は１２ページ、位置図は３２ページになります。

申請地は、稲口公民センターから東に２００ｍに位置する、

現況地目 田 ２筆 １，２２３㎡。

農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。

事業者は、建築工事業資材置場を計画していましたが、住宅需要が多くなり計画事業地だけでは手狭になったため、隣接地と一体利用し事業地を拡張する事業計画変更であります。

５条１０番と同時許可案件になります。

２番の案件

位置図は３３ページになります。

申請地は、関市農村婦人の家から北に２００ｍに位置する、

現況地目 田 ４筆 ２，２８１㎡。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

譲渡人は、事業を計画どおり遂行してきたが、法人として建設業の事業存続が困難となったため、当地区で建設業の事業を営んでいる承継人に、事業を計画どおり、遂行してもらうという事業計画変更であります。

５条１２番と同時許可案件になります。

以上、2件について、ご審議をお願いします。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第4号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議も無いようですので、議案第4号につきまして、一括して採決を行います。

原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第4号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第5号 農用地利用集積等促進計画に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村 一成 君）

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、下記の農用地利用集積等促進計画に対する意見を求めるというものです。

議案は、13から14ページになります。

使用貸借権設定に関するものについて、新規が4筆 5,012㎡でございます。

賃貸借権設定に関するものについて、新規が26筆 31,071㎡でございます。

合計 30筆 36,083㎡。地区は、武芸川、広見地区です。

権利の設定を受ける者は、岐阜県農畜産公社でございます。

以上です。

○議長（丹羽 英治 君）

これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

○16番（長尾 始 君）

武芸川地区等で、新規の利用集積の増えている理由はあるのでしょうか。

○議長（丹羽 英治 君）

4月の総会でご説明しましたが、今年度より出し手から担い手への直接の貸し借りができなくなり、岐阜県農畜産公社へ権利設定して担い手へ貸付することに統一されました。武芸川地区に大規模に営農している農業法人があり、直接の権利設定の期間が満了し、岐阜県農畜産公社への権利設定を行うと、新規という扱いとなるため、増えている状況であります。

○16番（長尾 始 君）

分かりました。

○議長（丹羽 英治 君）

他にはよろしいでしょうか。質疑もないようですので、これより採決します。

議案第5号について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおりは「意見無し」と回答することに決しました。

○議長（丹羽 英治 君）

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

この後、この会議室の隣になります大会議室にて、10時45分から合同会議を開催いたしますので、時間までにお越しくださいますよう、お願いいたします。

次回の農業委員会総会は、令和7年9月5日（金）午前9時30分より関市役所6階6－5会議室を予定しております。

閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田 達史 君）

（挨拶）

午前10時30分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

印

2 番

印

5 番

印